

## NEWS 01

# 65歳以上の方の介護保険料が変更になります

## 保険料の新段階を設けるほか、金額の引き上げを実施

### 保険料変更のポイント

#### 1 介護サービス費用の増加による保険料の見直し

高齢化により今後3年間で介護サービス利用者が約1万人増え、費用の増加が見込まれていることから、保険料の引き上げを実施。

#### 2 新たな保険料の段階を設定

負担能力に応じたきめ細かい保険料を設定するため、前年所得が500万円以上の方を対象に「第8段階」を設け、「第3段階」には軽減措置を新設。

### 平成24年度～26年度の65歳以上の方の介護保険料

段階	対象者	年間保険料
第1段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	27,937円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	
新設 第3段階	軽減措置 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	36,318円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	41,905円
第4段階	軽減措置 世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	50,286円
	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	55,873円
第5段階	軽減措置 本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	64,254円
	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	69,842円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	83,810円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	97,778円
新設 第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	111,746円

※実際に納める保険料は10円未満を切り捨てた額です

※公的年金収入には遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません

65歳以上の方が支払う介護保険料が本年度から変更になります。市では3年ごとに保険料の見直しを実施。高齢化の進展に伴い、介護サービス費用の増加が見込まれるため、今回、保険料を引き上げます。所得に応じたきめ細かい費用負担の観点から、「第3段階」には軽減措置を実施。また、前年の合計所得が500

47 万円以上の方を対象に「第8段階」を設置します。なお、保険料の変更の際に、基金の取り崩しなどを行い、金額の上昇をできるだけ抑えています。65歳以上の方には、6月下旬までに本年度の介護保険料の通知を送付しますので、ご確認ください。

【詳細】介護保険課 ☎(211) 25



### 介護サービスを充実させます

#### 特別養護老人ホームなどを新設

平成24年度からの3年間で特別養護老人ホームの定員720人分を新設するほか、介護老人保健施設も定員160人分を新たに整備します。

#### 24時間対応の訪問サービスを整備

介護が必要な高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護員と看護師が協力し、1日複数回、時間帯を問わずに訪問サービスを提供します。

後期高齢者医療制度の保険料率を変更します

加入者全員が支払う均等割額のほか、所得割率なども引き上げ

2年ごとに行われる保険料見直しに伴い、75歳以上の方が支払う後期高齢者医療制度の保険料率を変更します。今回の変更では、加入者が等しく支払う「均等割」や、

所得に応じて支払う「所得割」、75歳以上の方には、6月下旬ごろに保険料の通知を送付しますのでご確認ください。【詳細】保険年金課☎(211)2944

4月から75歳以上の方の保険料率が変わります

保険料は均等割と所得割に基づき計算され、賦課限度額以上になることはありません。

	平成22・23年度	平成24・25年度
<b>均等割</b> 加入者が等しく負担する額	年額 44,192円	年額 <b>47,709円</b>
<b>所得割</b> 加入者の所得に応じた額	(前年所得*ー33万) ×10.28%	(前年所得*ー33万) × <b>10.61%</b>
<b>賦課限度額</b> 1年間の保険料の上限額	50万円	<b>55万円</b>

1年間の保険料

= 均等割 **47,709円** + 所得割 (平成23年中の所得\*ー33万) × **10.61%**

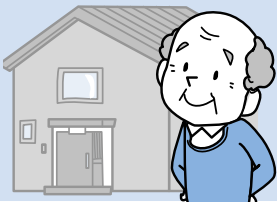
※年金や給与などの収入から必要経費を引いた額

保険料の軽減があります

世帯の所得が少ない場合、所得に応じて、均等割、所得割ともに上記の額より割り引かれ、負担が軽くなります。

■モデルケース

単身世帯(世帯主)で年金収入のみの場合



年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成24年度保険料	前年度比
80万円	9割引	なし	4,700円	300円増
153万円	8.5割引	なし	7,100円	500円増
168万円	8.5割引	5割引	15,100円	800円増
180万円	2割引	5割引	52,400円	3,200円増
211万円	なし	5割引	78,400円	4,400円増
250万円	なし	なし	150,600円	6,700円増

札幌版次世代住宅とは

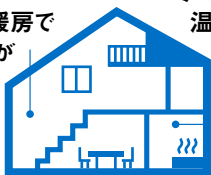
断熱材をふんだんに用いた、市の基準を満たす高断熱の住宅です。建築主の申請により市が評価し、右表の等級を認定。認定住宅にはメタル製の性能表示ラベルを進呈します。



新築住宅の等級	1軒当たりの補助額
トップランナー	200万円
ハイレベル	50万円
スタンダード	
ベーシック	
ミニマム	—

室内の空気を逃さず省エネで快適!

少しの暖房で家全体が暖まる!



冬の浴室も温度差が少ない

トップランナーの場合、灯油代は通常住宅に比べ年間約17万円もお得!

■灯油使用量と費用(年間)

住宅の等級	灯油使用量	費用
通常住宅	2,000L	184,000円
トップランナー	180L	16,560円
ベーシック	950L	87,400円

※灯油使用量は特定条件での参考値  
※灯油価格は92円/Lで計算

申込方法

4/18(水)から市役所7階住宅課、区役所、ホームページで配布する申請書を5/14(月)~25(金)に持参。抽選。申請額が予算額に満たない場合は、9/28(金)まで随時受け付けます。

高断熱で環境に優しい「札幌版次世代住宅」の建築費を補助

市の基準を満たす新築住宅に最大200万を補助します

市では高断熱・高気密の住宅を「札幌版次世代住宅」として認定し、新築戸建住宅には建築費の一部を補助します。補助額は、市が定めた基準により決定。50万円か、200万円の補助を行います。札幌は、冷暖房に全国平均の約3倍のエネルギーを消費。【詳細】住宅課☎(211)2807